

都道府県条例における規定内容（基本計画関係）

北海道	<p>(基本計画)</p> <p>第6条の2 知事は、道民の消費生活に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。</p> <p>2 基本計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1) 道民の消費生活に関する施策についての基本的な方針</p> <p>(2) 道民の消費生活に関し、道が総合的かつ計画的に講ずべき施策</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、道民の消費生活に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項</p> <p>3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、道民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、北海道消費生活審議会の意見を聴かななければならない。</p> <p>5 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。</p>
宮城県	<p>(基本計画)</p> <p>第8条 知事は、消費者施策の計画的な推進を図るため、消費者施策の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 消費者施策の大綱</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、消費者施策を推進するために必要な事項</p> <p>3 知事は、基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表するものとする。</p> <p>4 前項の規定は、基本計画の変更について準用する。</p>
埼玉県	<p>(基本計画の策定)</p> <p>第7条 知事は、消費生活に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、消費生活に関する基本的な計画（以下この条において「基本計画」という。）を策定するものとする。</p> <p>2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 消費生活に関する総合的な施策の大綱</p> <p>二 その他消費生活に関する施策を推進するために重要な事項</p> <p>3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、県民の意見を聴くとともに、埼玉県消費生活審議会（以下「審議会」という。）に諮問しなければならない。</p> <p>4 知事は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。</p> <p>5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。</p>
東京都	<p>(基本計画の策定)</p> <p>第43条 知事は、消費生活に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。</p> <p>2 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 消費生活に関する施策の大綱</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、消費生活に関する施策を推進するために重要な事項</p> <p>3 知事は、基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを明らかにするものとする。</p>

千葉県	<p>(基本計画)</p> <p>第10条 知事は、消費生活の安定及び向上に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、消費生活の安定及び向上に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。</p> <p>2 基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 消費生活の安定及び向上に関する施策についての基本的な方針</p> <p>二 消費生活の安定及び向上に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策</p> <p>三 前各号に掲げるもののほか、消費生活の安定及び向上に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項</p> <p>3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、その案を公表し、県民の意見を求めるとともに、千葉県消費者行政審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。</p>
静岡県	<p>(消費者基本計画)</p> <p>第8条の2 知事は、県民の消費生活の安定及び向上に関する総合的な施策（以下この条において「消費者施策」という。）の計画的な推進を図るため、消費者施策に関する基本的な計画（以下「消費者基本計画」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 消費者基本計画は、消費者施策の大綱その他消費者施策の計画的な推進を図るために必要な事項について定めるものとする。</p> <p>3 知事は、消費者基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、広く県民の意見を聴くとともに、静岡県消費生活審議会に意見を求めるものとする。</p> <p>4 知事は、消費者基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。</p> <p>5 前2項の規定は、消費者基本計画の変更について準用する。</p>
岡山県	<p>(基本計画)</p> <p>第9条 知事は、消費者施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、消費生活に関する基本的な計画（以下この条において「基本計画」という。）を策定するものとする。</p> <p>2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 消費生活に関する総合的な施策の大綱</p> <p>二 その他消費者施策を推進するために重要な事項</p> <p>3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ岡山県消費生活懇談会（岡山県附属機関条例（昭和27年岡山県条例第92号）に基づく岡山県消費生活懇談会をいう。以下「懇談会」という。）の意見を聴くものとする。</p> <p>4 知事は、基本計画を策定したときは、遅滞なく公表するものとする。</p> <p>5 前2項の規定は、基本計画の変更又は廃止について準用する。</p>
熊本県	<p>(消費者基本計画)</p> <p>第10条 県は、消費者施策の計画的な推進を図るため、消費者施策の推進に関する基本的な計画（以下「消費者基本計画」という。）を策定するものとする。</p> <p>2 消費者基本計画には、消費者施策に関する基本的な方針その他消費者施策の計画的な推進を図るために必要な事項を定めるものとする。</p> <p>3 県は、消費者基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、熊本県消費生活審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 県は、消費者基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>5 前2項の規定は、消費者基本計画の変更について準用する。</p>